

「中華人民共和国海島保護法」について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-06-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 越智, 均, 四元, 吾朗, OCHI, Hitoshi, YOTSUMOTO, Goro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000244

【資料】

「中華人民共和国海島保護法」について

越智 均 四元 吾朗

1 はじめに

2009年12月26日第11期全国人民代表大会常務委員会第12回会議において、「中華人民共和国海島保護法（以下「海島保護法」という。）」が可決され、2010年3月1日から施行されることとなった。席上、同委員会委員長である呉邦国氏は、同法制定の重要性について、「海島¹⁾の保護、開発利用に当たって遵守すべき基本原則を明示した法律であり、海島業務管理体制の標準化を図るとともに、海島に係る保護計画、生態系保護、開発利用及び監督検査制度を構築して、海島及び当該海島周辺海域の生態系の保護、海島の自然資源の合理的な開発利用、中国海洋権益の保護等に対して、今後重要な役割を果たすものである。」²⁾と述べ、同法の重要性を指摘した。

海島保護法をめぐっては、領有権、海洋資源等の主権に関わる問題として、草案審議段階から周辺諸国の強烈な関心を集め、日本国内においても、一部尖閣諸島領有権問題と絡めた報道がなされたところである。本稿では、同法の原文及び訳文を末尾に掲載するとともに、最近の公開情報から知り得る中国海島事情についてとりまとめ、ここに紹介することとしたい。

2 海島保護法成立の背景

(1) 目的及び必要性

海島保護法第一条には、制定目的として、「海島及び当該海島周辺海域の生態系を保護し、海島の自然資源を合理的に開発利用し、国家の海洋権益を保護し、経済社会の持続可能な発展を促進するため、本法を制定する。」

と規定している。すなわち、海島及び当該海島周辺海域の生態系の保護、海島の自然資源の合理的な開発利用、中国海洋權益の保護が同法の具体的目的となっているのであるが、常務委員会での同法草案審議に係る同法制定の必要性に関する説明³⁾の中では、次のように述べられている。

海島の生態系の被害は甚大である。陸地に比べ、海島は狹隘で、地理的環境は特殊であり、生態系は脆弱である。開発が進んでいる海島、とりわけ無人海島については、その開発は総じて無計画であり、随意性が高い。一部の有人海島においては、資源環境を考慮せず、盲目的にプロジェクトを立ち上げ、人口規模のみを追求している。一部の地方では海島において無秩序に砂利を採取し、植物体系を破壊し、自然資源を損ない、甚だしい場合には崩壊等の災害を招いている。一部の地方では無秩序に海島の海岸線を改変し、海島及び当該海島周辺海域の生態系を破壊している。一部の地方では不適切な海岸工事や砂採取が行われ、海島海岸は浸食の危機に晒されている。一部の団体はみだりに海島にゴミや有害廃棄物を投棄し、海島をゴミ捨て場へと変貌させた。一部の地方では海島の希少生物資源を乱獲している。目下、相応の法律条項や特別法によるこれら行為の標準化は進んでおらず、生態系は急激に悪化している。

海島数が急激に減少している。近年、島や岩礁の爆破、埋立て海島連結⁴⁾等、海島を著しく破壊する事案が数件発生しており、海島数の減少を招いている。基礎的調査統計によれば、1990年代と比較して、遼寧省では40余りの海島が消失し、福建省では80余りの海島が消失した。憂慮すべきは、一部の領海基点が設置されている海島が浸食等により消失の危機に瀕していることである。

無人海島が違法に占有されている。一部の団体及び個人は無人海島を所有者不在地であると見なして、無秩序に占有、使用、売買及び譲渡を行い、砂利を採取し、観光開発や狩猟等の活動を行っている。一部の海島では機関又は団体が違法に占有しており、管理職員等の海島上陸を妨害し、国が通常行う科学調査、研究、観測及び法執行管理活動に影響を

及ぼし、違法行為を引き起こし、現地における社会治安の潜在的災禍となっている。無人海島開発利用面での秩序の混乱は、海島の生態系を著しく破壊するに留まらず、国有資源性資産の流出につながっている。

(2) 海島保護法制定以前の取組み

海島保護法の制定は、多くの新聞で報じられる等、我が国においても注目されるところとなったのであるが、その実、中国政府は2003年7月、既に海島保護法の前身であるともいえる「無人海島保護及び利用管理規定[国海発(2003)10号] (以下「規定」という。)」⁵⁾を施行している。「規定」は7章、36条から成り、無人海島の管理強化や、無人海島の生態環境保護、中国海洋権益及び国防上の安全を維持し、無人海島の合理的利用を促進するため制定されたものであり、中国の内水、領海、排他的経済水域、大陸棚その他の管轄海域において、無人海島の保護及び利用活動に従事する場合に適用される。「規定」施行以降、無人海島の開発利用は許可制となり、これまで無秩序になされてきた無人海島の開発利用に一定の歯止めがかかることが期待されたところであるが、地方政府の実権があまりに強く、利潤追求に偏重した傾向は改善されなかったといわれている。その理由の一つとして、「規定」が部内通達文書⁶⁾として出されたものであることから、法の優先順位が低く、実効性に欠けるものであったことが指摘され、早期から「規定」を法律レベルにまで昇華させるべきだとする意見が沿岸地方を中心に各界から寄せられていた。

3 海島保護法の概要

(1) 海島と海島保護 (第一章及び第三章関連)

「規定」との関係で特筆すべきは、第二条で「海島」及び「海島保護」について定義付けを行っている点である。「海島」とは、四面を海水に囲まれ、高潮時において水面上にある自然に形成された陸地であって、有人海島及び無人海島を含むものであるとし、「規定」が無人海島のみを保護対象としていたのに対し、海島保護法では保護対象を有人海島にまで広げたこ

とが相違点としてあげられる。「海島保護」については、その保護すべき対象を「海島及び当該海島周辺海域の生態系の保護」、「無人海島の自然資源の保護」、「特殊な用途に供される海島の保護」と三段階に分けて表記している点である。すなわち、

- ① 生態系の保護は海島全体に及ぶこと
- ② 無人海島については、自然資源の保護も考慮すること
- ③ 領海基点設置や国防等特殊な用途に供される海島については、特別保護を必要とすること

を明記し、第三章において、海島を「有人海島」、「無人海島」、「特殊な用途に供される海島」の3つに分類し、それぞれに個別具体的な保護規定を設けている。

第三条では、海島保護及び開発利用を「国民経済及び社会発展計画」⁷⁾へ組み込むよう規定され、社会全体でシステム化して取り組もうとする姿勢を窺せるものとなっている。

第四条では、無人海島の帰属について、「規定」と同様に、「無人海島は国に属する」と規定するほか、「国务院は国を代表して所有権を行使する」とし、国务院の権限の明確化が図られた。

(2) 海島保護計画（第二章関連）

海島保護計画制度⁸⁾は、海島保護法の基本的な制度であり、海島の保護及び利用活動の根拠となるものである。国家海洋局編纂の「海洋開発と管理」⁹⁾によれば、国家海洋局は、国务院関係部門及び軍事機関とともに、既に海島保護計画の作成に取り掛かっており、2010年6月を目途に「全国海島保護計画」の公布が予定されている。また、省域海島保護計画の試行担当省として、浙江省、広東省、広西省が指定され、試行作業を実施中であり、試行完了後は、全域において「省域海島保護計画」、「海島保護特別計画」、「県域海島保護計画」及び「利用可能な無人海島の保護及び利用計画」の編成業務を推進する予定である。第十四条、第十五条では、海島統計調査の整備、海島情報管理システムの構築について規定している。

4 海島の名称管理について

海島の名称管理については、2003年、「規定」施行以降、海島の命名、名称変更、名称取消、名称登記、名称標識設置に関する規定が設けられ、一定の管理下で運用されてきたと考えられるが、その管理状況は徹底されていなかったようである。中国新聞網が報じた中新社厦門 2009年11月10日発信電の記事の中で、第15回中国海島合同会議の席上での国家海洋局海島管理处王忠処長の発言¹⁰⁾が掲載されているが、中国における海島の名称管理の現状を表すものとして、その概要を紹介する。

海島の名称管理は、中国海洋權益を維持し、管轄権を明示するため重要であり、中国は海島の名称管理の促進と標準化を図っていく。現在、中国海島の名称管理は脆弱であり、面積500平方メートル以上の海島の中で、未だ1400以上の海島に名称が付されていない。既に名称が付された海島についても、名称は重複し、複数の名称が使用され、名称の標準化は進んでいない。面積が500平方メートル以下の海島には、およそ名称が付されていないばかりか、数、位置、分布状況も明確になっていない。一部例外を除いては、島碑の設置作業も進展していない。今後は、沿岸部の省、市及び県において管理制度、技術基準を整備し、海島名称の全面調査を実施するとともに、試行を重ねて海島の名称管理を推進し、標準化を進める予定である。関係部門は、既に10月から無人海島の使用状況調査の準備に取り組み、現状把握、情報管理システムの確立に努めており、次の段階における海島保護計画の編成、無人海島の使用権登記のための根拠を提供する。無人海島の開発利用状況の不明確性は、国家海洋權益、国防安全、海島經濟の持続可能な発展、地方政府による監督管理に対し不利な状況を作り出す。

このような現状を受け、国家海洋局は、2010年6月、地方海洋主管部門あて「海島名称管理規則[国海発(2010)16号] (以下、「規則」という。)」

¹¹⁾ を通達している。「規則」は7章、29条から成り、中華人民共和国に帰属する海島（郷以上の人民政府が所在する海島を除く）の名称管理に適用される。国家海洋局が海島の名称を管理し、沿岸部の県以上の人民政府海洋主管部門が管轄区域内の海島の名称を管理すると規定されている。他方、海島保護法において、海島の名称に関して規定しているのは、第六条のみであり、海島の名称については、国家地名管理機構及び国務院海洋主管部門が決定し、沿岸部の県以上の地方人民政府が海島名称標識を設置するほか、海島名称標識を損壊し、又はみだりに移動させてはならない旨、簡単に規定されているに過ぎない。「規則」では、第一条の目的で「海島の名称管理を強化し、海島の開発、建設、保護及び管理に対応するため『中華人民共和国海島保護法』及び関係法令に従って、本規則を制定する」と規定していることから、「規則」は海島保護法第六条を補完する規定であると考えてよいであろう。

5 海島保護法に基づく海監の法執行

海島保護法第四十一条第二項は「海洋主管部門及び海監機構¹²⁾は、法に従って海島周辺海域の生態系の保護状況に対し、監督検査を実施しなければならない。」と規定し、海島保護法を根拠とした海監の法執行を明記している。このことについて、国家海洋局張宏声副局長は、2010年中国海監業務會議席上における講話¹³⁾の中で、概略次のとおり述べている。

海島保護法の実施は、中国政府による海洋資源の重視と海島管理強化に対する強い意志の表れであり、中国海監は法執行主体として本法実施に関わり、海島保護法を海監の業務発展、勢力拡大のための大きな通過点と捉えている。2010年、海島保護法の制定にともない、海監任務に対して海島管理法執行という重要任務が付加されたのであるが、同法に基づき法執行を行う場合、以下の原則を明確に把握せねばならない。

- ① 海島保護法が海監に付与する法執行上の職責を十分に認識しなければならない。海島保護法は、海洋主管部門及び海監機構が法に

従って海島周辺海域の生態系の保護状況に対して監督検査を実施する旨明記している。すなわち、法律に基づく海監の法執行業務を明確にしたものであり、海監の海島管理法執行に対する法的地位を確立したものである。各海監機構は法律内容を把握し、業務遂行に努めなければならない。

- ② 海島保護法は、海洋權益法執行のための法律上の根拠を提供した。海島保護法第一章第一条は、国家海洋權益の維持を立法の主要目的として条文に取り入れたものである。中国海監創立以来、国務院は順次全海域權益維持巡航法執行に関する職責を付与してきたが、海島保護法による海洋權益維持に対する明確な規定は、法律上で中国海監の權益維持法執行業務遂行上の地位を確立したものであり、大きな意義を持つものである。
- ③ 海島保護法は、無人海島が国家の所有に属すること、国務院が国を代表して無人海島に対する所有権を行使することを明確にしている。すなわち、国は無人海島に対して確実に物権管理を実施するのであり、各海監機構は法執行に当たって十分この点を認識しておかなければならない。
- ④ 海洋主管部門は、無人海島の統括管理を実施する。海島保護法は、無人海島の保護及び開発利用に対する管理業務について、国務院の海洋主管部門がこれを実施すると規定し、専ら海洋主管部門の職責であることを認めている。海監機構は法執行に当たって、同原則を明確にしなければならない。中国の海島資源の現状を見ると、中国が管轄する300万平方キロメートルの海域に面積が500平方メートル以上の海島は6500余り存在する。そのうち、有人海島は433のみであり、500平方メートル未満の島礁は1万近く存在する。すなわち、海監機構は90%以上の海島資源に対して法を執行していくことを意味しているのであり、その責任は重大で、海監業務の実質的な発展である。

6 おわりに

海島保護法は、「領海及び接続水域法」、「排他的経済水域及び大陸棚法」、「海洋環境保護法」及び「海域使用管理法」に続いて制定された海洋関係法律の一つであり、国家海洋局はこれら法律の主務官庁であり、海監は現場において現実にこれらの法律を執行する機関である。

現在、国家海洋局は、「無人海島使用金徴収使用管理規則」¹⁴⁾を2010年8月1日より施行しているほか、無人海島開発利用に係る審査や海島保護利用管理に係る具体的な手法等、海島保護法に基づく制度の法整備に向け、既に、関係部門との検討段階に入っており、関連の技術基準等の制定に向けた動きを加速させているようである。また、地方政府に対し、海島保護法に関連した地方性法規及び関係文書等の見直しを指示しており、何れも海島保護法関連制度整備に対する積極的な姿勢の表れであると考えられる。

さらに、国家海洋局は、「中華人民共和国排他的経済水域及び大陸棚海洋巡航法執行条例」¹⁵⁾の制定を目指し、既に、国務院における審査段階に入っている。同条例の目的は、海洋巡航法執行の充実や中国海洋権益を維持するうえで、海監の法執行に関する立場を一層明確化させるものであり、海監勢力の充実を図るうえでの大きな後ろ盾となる可能性を秘めていると思われる。

海島保護法は、海島の主権に関わるものではなく、海島に主権が存することを前提とした内容である¹⁶⁾。しかし、中国側が尖閣諸島の領有権を主張する限りにおいては、同海域をめぐって、日中双方の海上法執行勢力の対峙構造が複雑化する可能性は否定できず、同法関連規則の制定状況や国家海洋局、海監を含め、中国海上法執行機関の動向については、今後とも注目していきたい。

- 1) 原文では「海島」。「海島」とは、海島保護法第二条第二項において、「四面を海水に囲まれて、高潮時において水面上にある自然に形成された陸地をいい、」と定義されている。「国連海洋法条約」第二百一十一条第一項の規定と同様の表現になっている。
- 2) 中華人民共和国国家海洋局，陈至立副委员长在《海岛保护法》实施座谈会上的讲话，海洋开发与管理，第4期総第138期（2010），3-4
- 3) 关于《中华人民共和国海岛保护法（草案）》的说明，中国人大網
http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2010-03/01/content_1580426.htm 参照。（2010年10月19日）
- 4) 原文では「填海连島」。海島保護法第五十七条（四）において、「埋立て等の方式により海島と陸地又は海島と海島を連結させる行為を指す。」と定義されている。
- 5) 原文では「无居民海岛保护与利用管理规定」。原文については、中国政府網
http://www.gov.cn/gongbao/content/2003/content_62328.htm 参照。
- 6) 文書番号から判断して、国务院各部令（日本の「省令」に相当。）として公布されるいわゆる「部門規章」とは性質を異にするものと考えられるため、あえて「部内通達文書」と表記した。
- 7) 原文では「国民经济和社会发展规划」。同計画は中国における全土又は一部地域の経済、社会発展のための綱要であり、戦略的意義を持つ指導性文書であり、社会、経済、文化建設業務を総合的に計画し、指導していくものであるとされている。
- 8) 原文では「海岛保护规划制度」。
- 9) 中華人民共和国国家海洋局，孙志辉局长在《海岛保护法》实施座谈会上的讲话，海洋开发与管理，第4期総第138期（2010），5-7
- 10) 中国海岛将规范“姓名”，中国新聞網
<http://www.chinanews.com.cn/cj/cj-gncj/news/2009/11-11/1957657.shtml> 参照。
（2010年10月21日）
- 11) 原文では「海岛名称管理办法」。原文については、国家海洋局ホームページ
<http://www.soa.gov.cn/hyjww/xzwwgk/zfxgkknr/gihyjwj/hysygl/webinfo/2010/08/1281687830013036.htm> 参照。（2010年10月21日）

12) 「海監機構」については、越智均・四元吾朗，中華人民共和国「海洋行政処罰実施規則」について，海保大研究報告法文学系，第53巻第2号通巻第88号(2009)，195-218参照。

13) 中華人民共和国国家海洋局，張宏生副局長在2010年全国海監工作会议上的讲话，海洋开发与管理，第4期總第138期(2010)，8-9

14) 原文では、「无居民海岛使用金征收使用管理办法」。原文については、江蘇省海洋与漁業局ホームページ http://www.jszf.gov.cn/art/2010/6/28/art_34_53600.html 参照。(2010年10月21日)

15) 原文では「中华人民共和国专属经济区和大陆架海洋巡航执法条例」。海監による中国管轄海域における巡航については、目下、国家海洋局の三定方案（國務院各部門の主要職責、組織及び定員を定める規定の略称で、國務院常務會議の審議を経た文書。）にのみ根拠を見出すことができるが、本条例が制定された場合、國務院令（日本でいう「政令」に相当。）として、より法的位置を得ることになる。

16) 中国が主張する海島の具体的範囲を示すものとして、「中華人民共和国領海及び接続水域法」第三条第二項があげられる。同条項には、中国大陆及び当該沿海島嶼はもとより、台湾、尖閣諸島、台湾西方に位置する澎湖諸島、南シナ海上の東沙、西沙、中沙及び南沙諸島、その他すべての中国に属する島嶼が中国の陸地領土に含まれる旨明記されている。原文については、人民網

<http://www.people.com.cn/item/flfgk/xianfa/9201.html> 参照。(2011年1月6日)

(訳文)

中華人民共和国海島保護法

第一章 総則

第一条 海島及び当該海島周辺海域の生態系を保護し、海島の自然資源を合理的に開発利用し、国家の海洋権益を保護し、経済社会の持続可能な発展を促進するため、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国に属する海島に対する保護、開発利用及びこれらに関連する管理活動に従事するものについては、本法を適用する。

本法にいう海島とは、四面を海水に囲まれて、高潮時において水面上にある自然に形成された陸地をいい、有人海島及び無人海島を含むものである。

本法にいう海島保護とは、海島及び当該海島周辺海域の生態系の保護、無人海島の自然資源の保護並びに特殊な用途に供される海島の保護をいう。

第三条 国は海島に対し科学計画、保護優先、合理的開発及び永続的利用の原則を実行する。

国務院及び沿岸部の各級人民政府は、海島の保護及び合理的な開発利用を「国民経済及び社会発展計画」に組み込み、効果的な措置を講じて、海島に対する保護の徹底及び管理強化を図り、海島及び当該海島周辺海域生態系の破壊を防止しなければならない。

第四条 無人海島は国の所有に属し、国務院は国を代表して無人海島の所有権を行使する。

第五条 国務院の海洋主管部門その他の関係部門は、法律及び国務院が規定する職務分掌に従って、全国の有人海島及び当該海島周辺海域に対する生態系保護業務を実施する。沿岸部の県以上の地方人民政府海洋主管部門その他の関係部門は、各々の職責に従って、当該行政区域内の有人海島及び当該海島周辺海域に対する生態系保護業務を実施する。

国務院海洋主管部門は、全国の無人海島の保護及び開発利用に関する管理業務を実施する。沿岸部の県以上の地方人民政府海洋主管部門は、当該行政区域内の無人海島の保護及び開発利用の管理に関する業務を実施する。

第六条 海島の名称は、国家地名管理機構及び国務院海洋主管部門が国務院の関係規

定に従って決定し、公布する。

沿岸部の県以上の地方人民政府は、国家规定に基づき海島の名称標識を設置する必要がある海島について、名称標識を設置しなければならない。

海島の名称標識を損壊し、又はみだりに移動することを禁ずる。

第七条 国務院及び沿岸部の県以上の地方人民政府は、海島保護に関する啓蒙教育業務を推進し、国民の海島保護に対する意識の向上を図るとともに、海島保護及び関連の科学研究業務に関して顕著な功績があった団体及び個人に対し奨励を行うものとする。

如何なる団体及び個人も海島保護に関する法律を遵守する義務を負うとともに、海洋主管部門その他の関係部門に対し、海島保護法令に違反し、又は海島生態系を破壊する行為を告発する権利を有する。

第二章 海島保護計画

第八条 国は、海島保護計画制度を実施する。海島保護計画は海島の保護又は利用のための活動に従事するに当たって根拠となるものである。

海島保護計画の制定は、海島及び当該海島周辺海域の生態系に対する保護、改善のため有効であり、海島の経済社会の持続可能な発展原則を促進するものでなければならない。

海島保護計画の審査手続に先立って、関係する専門家及び住民の意見を聴取し、許可を得た後は、遅滞なく社会にこれを公布しなければならない。但し、国家機密に関わる場合はこの限りでない。

第九条 国務院海洋主管部門は、同級の人民政府関係部門及び軍事機関とともに、「国民経済及び社会発展計画」及び「全国海洋機能区画^{a)}」に従って、全国海島保護計画を編成し、国務院がこれを審査する。

全国海島保護計画は、海島の場所、自然資源、環境等の自然属性及び保護又は利用の状況に応じて、海島の分類保護上の原則、利用可能な無人海島、重点的に修復すべき海島等を決定するものとする。

全国海島保護計画は、全国都市体系計画^{b)} 及び全国土地利用総合計画^{c)} に合致するものでなければならない。

第十条 沿岸部の省又は自治区人民政府海洋主管部門は、同級の人民政府関係部門及

び軍事機関とともに、全国海島保護計画、省域都市体系計画及び省又は自治区の土地利用総合計画に従って、省域海島保護計画を編成し、省又は自治区人民政府がこれを審査し、国務院に報告する。

沿岸部の直轄市人民政府が編成する都市総合計画は、当該行政区内における海島保護特別計画を含むものでなければならない。

省域海島保護計画及び直轄市の海島保護特別計画は、海島の分類保護に関する具体的措置を規定するものでなければならない。

第十一条 省又は自治区人民政府は、現状に基づき、当該行政区内沿岸部の市、県^{d)}又は鎮^{e)}人民政府に対して、海島保護特別計画の編成及び当該計画の都市総合計画又は鎮総合計画への組込みを求めることができる。また、沿岸部の県人民政府に対しては、県域海島保護計画の編成を求めることができる。

沿岸部の都市又は鎮の海島保護特別計画及び県域海島保護計画は、全国海島保護計画及び省域海島保護計画に適合するものでなければならない。

沿岸部の都市、鎮海島保護特別計画を制定するに当たっては、一級上の人民政府海洋主管部門の意見を求めなければならない。

県域海島保護計画は、省又は自治区人民政府がこれを審査するとともに、国務院海洋主管部門に報告する。

第十二条 沿岸部の県人民政府は、全国海島保護計画が確定した「利用可能な無人海島の保護及び利用計画」を編成することができる。

第十三条 海島保護計画の改正に当たっては、本法第九条、第十条及び第十一条が規定する審査許可手続きに従って許可を得なければならない。

第十四条 国は、海島統計調査制度を整備する。国務院海洋主管部門は、関係部門とともに海島総合統計調査計画を制定し、法に基づき許可を得た後、当該計画を実施するとともに、海島統計調査公報を發布する。

第十五条 国は海島情報管理システムを構築し、海島自然資源の調査評価を推進し、海島の保護、利用等状況に対して監視及び観測を実施する。

第三章 海島保護

第一節 一般規定

第十六条 國務院及び沿岸部の各級人民政府は、海島の自然資源及び自然景觀並びに海島の歴史及び人文の遺跡を保護するための措置を講じなければならない。

自然保護区^{f)}内にある海島の海岸線を改変することを禁ずる。サンゴ若しくはサンゴ礁を採取し、又は破壊することを禁ずる。海島周辺海域においてマングローブを伐採することを禁ずる。

第十七条 国は、海島の植生を保護し、海島淡水資源の貯蔵を推進する。また、有人海島における淡水の貯蔵、海水の淡水化及び島外淡水導入施設の建設を支持する。

第十八条 国は、海島を利用した科学研究活動の発展を支持する。海島において科学研究活動に従事するに当たっては、海島及び当該海島周辺海域の生態系を破壊してはならない。

第十九条 国は、海島における種の登記を推進し、法に従って海島生物種を保護し、管理する。

第二十条 国は、海島における再生可能エネルギーの開発利用、生態系保全等に関する実験拠点の建設を支持する。

第二十一条 国は、海島保護特別資金を計上し、海島の保護、生態系修復及び科学研究活動のため使用する。

第二十二条 国は、海島に設置された軍事施設の保護を図り、軍事施設を破壊し、又は当該施設に危害を加える行為を禁ずる。

国は、法に従って海島に設置された航行援助、測量、気象観測、海洋観測、地震観測等の公益施設の保護を図り、これらを損壊し、又はみだりに移動して、正常な運用を妨害することを禁ずる。

第二節 有人海島の生態系保護

第二十三条 有人海島における開発又は建設に当たっては、市町村計画^{g)}、環境保護、土地管理、海域使用管理、水資源、森林保護等の関係法令の規定を遵守し、海島及び当該海島周辺海域の生態系を保護しなければならない。

第二十四条 有人海島における開発又は建設に当たっては、海島の土地資源、水資源及びエネルギー源の状況について調査評価を実施し、法に従って環境アセスメントを行わなければならない。海島における開発又は建設に当たっては、海島の環境容量を超えてはならない。建設プロジェクトの新設、変更又は拡大に当たっては、海島の主要汚染

物排出量、建設用地及び使用水量の管理指標の要件に適合しなければならない。

有人海島における開発又は建設に当たっては、風力エネルギー、海洋エネルギー、太陽エネルギー等再生可能なエネルギー源及び雨水集積、海水淡水化、污水再利用等の技術を優先して採用しなければならない。

有人海島及び当該海島周辺海域には開発禁止又は開発制限の区域を設定するとともに、措置を講じて海島生物棲息地を保護し、海島植生の退化及び生物多様性の低下を防止しなければならない。

第二十五条 有人海島で工事建設を行うに当たっては、計画的建設、生態系保護施設の優先的建設又は工事プロジェクトに合わせた建設を行わなければならない。

工事建設に伴い生態系を破壊した場合は、修復しなければならない。修復能力がないものについては、県以上の人民政府が建設停止を命ずるとともに、関係部門を指定して修復を計画させることができる。修復費用については、生態系を破壊した団体又は個人が負担しなければならない。

第二十六条 有人海島の砂浜における建築物又は施設の建造を厳しく制限する。やむを得ず建造する場合は、市町村計画、土地管理、環境保護等の関係法令に従って実施しなければならない。許可なく有人海島の砂浜において建設した建築物又は施設が、海島及び当該海島周辺海域の生態系を著しく破壊するものについては、法に従って撤去しなければならない。

有人海島の砂浜における海砂採取を厳しく制限する。やむを得ず採取する場合は、海域使用管理及び鉱産資源の関係法令に従って実施しなければならない。

第二十七条 埋立て、干拓等有人海島の海岸線を改変する行為を厳しく制限する。埋立て海島連結工事建設を厳しく制限する。やむを得ず、埋立て若しくは干拓により海岸線を改変し、又は埋立て海島連結を行う場合、プロジェクト申請者はプロジェクト論証報告を提出し、許可を得た環境アセスメント報告等の申請文書を提出のうえ、「中華人民共和国海域使用管理法」の規定に従って報告し許可を得なければならない。

本法施行前の有人海島における埋立て海島連結工事について、海島及び当該海島周辺海域の生態系を著しく破壊するものについては、海島が所在する省、自治区又は直轄市の人民政府海洋主管部門が同級人民政府関係部門と共同で生態系修復計画を策定し、同級人民政府の許可を得た後、これを実施する。

第三節 無人海島の保護

第二十八条 許可なく無人海島を利用する場合は、現状を維持しなければならない。砂利採取、海砂採取及び林木伐採並びに生産、建設、観光等の活動を行うことを禁ずる。

第二十九条 無人海島において生物及び非生物標本を採集することを厳しく制限する。教育、科学研究のため、やむを得ず採集する場合は、海島が所在する県以上の人民政府海洋主管部門の許可を得なければならない。

第三十条 全国海島保護計画が確定した利用可能な無人海島の開発利用活動に従事する場合は、「利用可能な無人海島の保護及び利用計画」を遵守し、厳格な生態系保護措置を講じて、海島及び当該海島周辺海域における生態系の破壊を防止しなければならない。

前項に規定する利用可能な無人海島を開発利用する場合は、省、自治区又は直轄市の人民政府海洋主管部門に申請書を提出するとともに、プロジェクト論証報告書、開発利用に関する実施案等の申請文書を提出しなければならない。申請を受理した海洋主管部門は、関係部門及び専門家を招集してこれを審査し、意見を付して省、自治区又は直轄市の人民政府に提出し、当該人民政府の審査を受けるものとする。

無人海島の開発利用が特殊な用途に供される海島に関係し、又はやむを得ず実施した埋立て海島連結等海島の自然地形を著しく改変するものについては、国務院がこれを審査する。

無人海島の開発利用に関する審査許可方法については、国務院がこれを定める。

第三十一条 許可を得て無人海島の開発利用を行うに当たっては、法に従って使用金を納付しなければならない。但し、国防、公務、教育、防災、非営利性公用基礎施設建設及び基本測量、気象観測等の公益事業のため無人海島を使用する場合はこの限りでない。

無人海島使用金の徴収使用管理規則は、国務院財政部門が国務院海洋主管部門とともに制定する。

第三十二条 許可を得て無人海島において建築物又は施設を建造するに当たっては、「利用可能な無人海島の保護及び利用計画」に従って建築物又は施設の建設総量及び高度並びに当該建築物又は施設と海岸線との距離を制限して、周囲の植生及び景観との調和をとらなければならない。

第三十三条 無人海島利用中に発生した廃水については、規定に従って処理及び排水を行わなければならない。

無人海島を利用中に発生した固体廃棄物については、規定に従って無害化処理及び処置を行わなければならない、無人海島に放置し、又は当該海島周辺海域へ投棄することを禁ずる。

第三十四条 無人海島を臨時に利用する場合は、利用に供される海島において恒久的な建築物又は施設を建造してはならない。

第三十五条 法に従って観光活動実施のため利用可能であると確定した無人海島及び当該海島周辺海域においては、住民の定住場所を建造してはならず、生産性養殖活動に従事してはならない。既存の生産性養殖活動については、「利用可能な無人海島の保護及び利用計画」を編制するうえで相応の汚染防止措置を確定しなければならない。

第四節 特殊な用途に供される海島の保護

第三十六条 国は、領海基点設置海島、国防に供される海島、海洋自然保護区内の海島等、特殊な使用目的又は特殊な保護を必要とする海島に対して、特別保護を実施する。

第三十七条 領海基点設置海島については、海島が所在する省、自治区又は直轄市の人民政府が保護範囲を画定し、国務院海洋主管部門に報告しなければならない。領海基点及び当該保護範囲の周辺に顕著な標識を設置しなければならない。

領海基点保護範囲内における工事建設その他の当該地区の地形を改変する可能性のある活動を禁ずる。領海基点を保護するためやむを得ず工事建設を行う場合は、科学的論証を行い、国務院海洋主管部門に報告のうえ同意を得た後、法に従って審査許可手続きを行わなければならない。

領海基点標識を損壊し、又はみだりに移動することを禁ずる。

県以上の人民政府海洋主管部門は、国の規定に従って、領海基点を有する海島及び当該海島周辺海域の生態系に対して監督、監視を実施しなければならない。

如何なる団体及び個人も海島領海基点を保護する義務を負う。領海基点及び領海基点保護範囲内の地形損壊を発見した場合は、直ちに現地の人民政府又は海洋主管部門に報告しなければならない。

第三十八条 国防に供される無人海島の自然地形並びに有人海島の国防に供される区域及び当該海島周辺の地形を破壊することを禁ずる。

国防に供される無人海島を国防と無関係の目的のために使用することを禁ずる。国防のための供与が完了した場合は、軍事機関の許可を得た後、海島の生態系保護に関連する資料等を取りまとめ、海島が所在する省、自治区又は直轄市の人民政府に引き渡さなければならない。

第三十九条 国務院及び国務院関係部門並びに沿岸部の省、自治区及び直轄市の人民政府は、海島の自然資源及び自然景観並びに海島の歴史及び人文の遺跡を保護する必要に応じて、特殊な保護を必要とする海島及び当該海島周辺海域について、法に従って海洋自然保護区又は海洋特別保護区の設立を許可する。

第四章 監督検査

第四十条 県以上の人民政府関係部門は、法に従って有人海島の保護並びに有人海島の開発及び建設に対し、監督検査を実施しなければならない。

第四十一条 海洋主管部門は、法に従って無人海島の保護及び合理的利用の状況に対し、監督検査を実施しなければならない。

海洋主管部門及び海監機構は、法に従って海島周辺海域の生態系の保護状況に対し、監督検査を実施しなければならない。

第四十二条 海洋主管部門は、法に従って監督検査の職責を履行するに当たって、検査を受ける団体及び個人に対し海島利用に関する問題点について説明を求め、海島利用に関する文書及び資料を提出させる権限を有し、検査を受ける団体及び個人が利用する海島に対し、立入検査を実施する権限を有する。

検査官が検査を実施するに当たっては、有効な法執行証書を提示しなければならない。関係団体及び個人は検査業務に協力して、事実に応じて関係文書、資料等を提出しなければならない。検査業務を拒否し、又は妨害してはならない。

第四十三条 検査官は、職務忠実、公平法執行、清廉潔白、礼節執務の原則に則るとともに、法に従って監督を受けなければならない。法に従って本法規定に違反する行為を調査処理中、国家機関職員に処分されるべき違法行為を発見したときは、当該任免機関又は監察機関に対し、処分に関する意見を提出しなければならない。

第五章 法律責任

第四十四条 海洋主管部門その他の海島保護に対し監督管理責任を有する部門が、違法行為を発見し若しくは違法行為に関する通報を受けたにもかかわらず、その後調査処理を行わない場合又は本法に規定する職責を履行しない行為がある場合は、同級の人民政府又は一級上の人民政府の関係主管部門が是正を命ずるとともに、直接の管理責任者その他の直接の責任者に対し、法に従って処分を行う。

第四十五条 本法規定に違反し、自然保護区内の海島海岸線を改変し、埋立て若しくは干拓により海島海岸線を改変し、又は埋立て海島連結を行ったものについては、「中華人民共和国海域使用管理法」の規定^{h)}に従って処分を行う。

第四十六条 本法規定に違反し、サンゴ若しくはサンゴ礁の採取若しくは破壊を行い、又は海島周辺海域においてマングローブを伐採したものについては、「中華人民共和国海洋環境保護法」の規定ⁱ⁾に従って処分を行う。

第四十七条 本法規定に違反し、無人海島において採石、海砂採取若しくは森林伐採を行い、又は生物若しくは非生物標本を採集したものについては、県以上の人民政府海洋主管部門により違反行為の停止を命じ、違法所得を没収のうえ、二万元以下の過料^{j)}を併科することができる。

本法規定に違反し、無人海島において生産若しくは建設活動を実施し、又は観光活動を計画し実施したものについては、県以上の人民政府海洋主管部門により違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、二万元以上二十万元以下の過料を併科する。

第四十八条 本法規定に違反し、無人海島の自然地形を大きく改変する活動を行ったものについては、県以上の人民政府海洋主管部門により違法行為の停止を命じ、五万元以上五十万元以下の過料に処す。

第四十九条 海島及び当該海島周辺海域において汚染物を違法に排出したものについては、環境保護関係法律の規定に従って処分を行う。

第五十条 本法規定に違反し、領海基点保護範囲内において工事建設その他の当該区域の地形を改変する可能性がある活動を行い、臨時性利用に供される無人海島において恒久建造物若しくは施設を建造し、又は法に従って観光活動を実施するため確定された利用可能な無人海島において定住場所を建造したものについては、県以上の人民政府海洋主管部門により違法行為の停止を命じたうえ、二万元以上二十万元以下の過料に処す。

第五十一条 領海基点標識を損壊し、又はみだりに移動させたものについては、治安

管理処分^{k)}を行う。

第五十二条 海島の軍事施設を破壊し若しくは当該施設に危害を加え、又は海島の航行援助、測量、気象観測、海洋観測、地震観測等の公益性施設を損壊し若しくはみだりに移動させたものについては、関係法令の規定に従って処分を行う。

第五十三条 無人海島の開発利用に係る許可権限を持たず若しくは許可権限を越えて、無人海島の開発利用を許可し、又は海島保護計画に違反して無人海島開発利用を許可した場合の許可証は無効であり、直接の管理責任者その他の直接の責任者に対し、法に従って処分を行う。

第五十四条 本法規定に違反し、海洋主管部門の監督検査を拒否し、監督検査を受けるに当たって虚偽を申し立て、又は関係書類及び資料の提出を拒否したものについては、県以上の人民政府海洋主管部門が是正を命じたうえで、二万元以下の過料に処することができる。

第五十五条 本法規定に違反し、犯罪を構成するものについては、法に従って刑事責任を追及する。

海島及び当該海島周辺海域の生態系を破壊したものは、法に従って民事責任を負う。

第六章 付則

第五十六条 低潮高地の保護及び関連の管理活動は、本法関係規定に照らして実施する。

第五十七条 本法における用語の定義は以下のとおりである。

(一) 海島及び当該海島周辺海域の生態系とは、海島の存在を維持している島本体、海岸線、砂州、植生、淡水及び周辺海域等の生物群落並びに非生物環境により組成される有機的複合体をいう。

(二) 無人海島とは、住民戸籍管理上の住所登記地に属さない海島をいう。

(三) 低潮高地とは、低潮時には四囲を海に囲まれつつ水面上にあるが、高潮時には水中に没する自然に形成された陸地をいう。

(四) 埋立て海島連結とは、埋立て等の方式により海島と陸地又は海島と海島を連結させる行為をいう。

(五) 臨時性利用に供される無人海島とは、公務、教育、科学調査、災害救助、避難等

の必要上、短期的に無人海島に赴き、停留する行為をいう。

第五十八条 本法は2010年3月1日から施行する。

(原文)

中华人民共和国海岛保护法

第一章 总 则

第一条 为了保护海岛及其周边海域生态系统,合理开发利用海岛自然资源,维护国家海洋权益,促进经济社会可持续发展,制定本法。

第二条 从事中华人民共和国所属海岛的保护、开发利用及相关管理活动,适用本法。

本法所称海岛,是指四面环海水并在高潮时高于水面的自然形成的陆地区域,包括有居民海岛和无居民海岛。

本法所称海岛保护,是指海岛及其周边海域生态系统保护,无居民海岛自然资源保护和特殊用途海岛保护。

第三条 国家对海岛实行科学规划、保护优先、合理开发、永续利用的原则。

国务院和沿海地方各级人民政府应当将海岛保护和合理开发利用纳入国民经济和社会发展规划,采取有效措施,加强对海岛的保护和管理,防止海岛及其周边海域生态系统遭受破坏。

第四条 无居民海岛属于国家所有,国务院代表国家行使无居民海岛所有权。

第五条 国务院海洋主管部门和国务院其他有关部门依照法律和国务院规定的职责分工,负责全国有居民海岛及其周边海域生态保护工作。沿海县级以上地方人民政府海洋主管部门和其他有关部门按照各自的职责,负责本行政区域内有居民海岛及其周边海域生态保护工作。

国务院海洋主管部门负责全国无居民海岛保护和开发利用的管理工作。沿海县级以上地方人民政府海洋主管部门负责本行政区域内无居民海岛保护和开发利用管理的有关工作。

第六条 海岛的名称,由国家地名管理机构和国务院海洋主管部门按照国务院有关规定确定和发布。

沿海县级以上地方人民政府应当按照国家规定,在需要设置海岛名称标志的海岛设置海岛名称标志。

禁止损毁或者擅自移动海岛名称标志。

第七条 国务院和沿海地方各级人民政府应当加强对海岛保护的宣传教育工作,增强公民的海岛保护意识,并对在海岛保护以及有关科学研究工作中做出显著成绩的单位和个人予以奖励。

任何单位和个人都有遵守海岛保护法律的义务,并有权向海洋主管部门或者其他有关部门举报违反海岛保护法律、破坏海岛生态的行为。

第二章 海岛保护规划

第八条 国家实行海岛保护规划制度。海岛保护规划是从事海岛保护、利用活动的依据。

制定海岛保护规划应当遵循有利于保护和改善海岛及其周边海域生态系统,促进海岛经济社会可持续发展的原则。

海岛保护规划报送审批前,应当征求有关专家和公众的意见,经批准后应当及时向社会公布。但是,涉及国家秘密的除外。

第九条 国务院海洋主管部门会同本级人民政府有关部门、军事机关,依据国民经济和社会发展规划、全国海洋功能区划,组织编制全国海岛保护规划,报国务院审批。

全国海岛保护规划应当按照海岛的区位、自然资源、环境等自然属性及保护、利用状况,确定海岛分类保护的原则和可利用的无居民海岛,以及需要重点修复的海岛等。

全国海岛保护规划应当与全国城镇体系规划和全国土地利用总体规划相衔接。

第十条 沿海省、自治区人民政府海洋主管部门会同本级人民政府有关部门、军事机关,依据全国海岛保护规划、省域城镇体系规划和省、自治区土地利用总体规划,组织编制省域海岛保护规划,报省、自治区人民政府审批,并报国务院备案。

沿海直辖市人民政府组织编制的城市总体规划,应当包括本行政区域内海岛保护专项规划。

省域海岛保护规划和直辖市海岛保护专项规划,应当规定海岛分类保护的具体措施。

第十一条 省、自治区人民政府根据实际情况,可以要求本行政区域内的沿海城市、县、镇人民政府组织编制海岛保护专项规划,并纳入城市总体规划、镇总体规划;可以要

求沿海县人民政府组织编制县域海岛保护规划。

沿海城市、镇海岛保护专项规划和县域海岛保护规划,应当符合全国海岛保护规划和省域海岛保护规划。

编制沿海城市、镇海岛保护专项规划,应当征求上一级人民政府海洋主管部门的意见。

县域海岛保护规划报省、自治区人民政府审批,并报国务院海洋主管部门备案。

第十二条 沿海县级人民政府可以组织编制全国海岛保护规划确定的可利用无居民海岛的保护和利用规划。

第十三条 修改海岛保护规划,应当依照本法第九条、第十条、第十一条规定的审批程序报经批准。

第十四条 国家建立完善海岛统计调查制度。国务院海洋主管部门会同有关部门拟定海岛综合统计调查计划,依法经批准后组织实施,并发布海岛统计调查公报。

第十五条 国家建立海岛管理信息系统,开展海岛自然资源的调查评估,对海岛的保护与利用等状况实施监视、监测。

第三章 海岛的保护

第一节 一般规定

第十六条 国务院和沿海地方各级人民政府应当采取措施,保护海岛的自然资源、自然景观以及历史、人文遗迹。

禁止改变自然保护区内海岛的海岸线。禁止采挖、破坏珊瑚和珊瑚礁。禁止砍伐海岛周边海域的红树林。

第十七条 国家保护海岛植被,促进海岛淡水资源的涵养;支持有居民海岛淡水储存、海水淡化和岛外淡水引入工程设施的建设。

第十八条 国家支持利用海岛开展科学研究活动。在海岛从事科学研究活动不得造成海岛及其周边海域生态系统破坏。

第十九条 国家开展海岛物种登记,依法保护和管理海岛生物物种。

第二十条 国家支持在海岛建立可再生能源开发利用、生态建设等实验基地。

第二十一条 国家安排海岛保护专项资金,用于海岛的保护、生态修复和科学研究活动。

第二十二条 国家保护设置在海岛的军事设施,禁止破坏、危害军事设施的行为。

国家保护依法设置在海岛的助航导航、测量、气象观测、海洋监测和地震监测等公益设施，禁止损毁或者擅自移动，妨碍其正常使用。

第二节 有居民海岛生态系统的保护

第二十三条 有居民海岛的开发、建设应当遵守有关城乡规划、环境保护、土地管理、海域使用管理、水资源和森林保护等法律、法规的规定，保护海岛及其周边海域生态系统。

第二十四条 有居民海岛的开发、建设应当对海岛土地资源、水资源及能源状况进行调查评估，依法进行环境影响评价。海岛的开发、建设不得超出海岛的环境容量。新建、改建、扩建建设项目，必须符合海岛主要污染物排放、建设用地和用水总量控制指标的要求。

有居民海岛的开发、建设应当优先采用风能、海洋能、太阳能等可再生能源和雨水集蓄、海水淡化、污水再生利用等技术。

有居民海岛及其周边海域应当划定禁止开发、限制开发区域，并采取措施保护海岛生物栖息地，防止海岛植被退化和生物多样性降低。

第二十五条 在有居民海岛进行工程建设，应当坚持先规划后建设、生态保护设施优先建设或者与工程项目同步建设的原则。

进行工程建设造成生态破坏的，应当负责修复；无力修复的，由县级以上人民政府责令停止建设，并可以指定有关部门组织修复，修复费用由造成生态破坏的单位、个人承担。

第二十六条 严格限制在有居民海岛沙滩建造建筑物或者设施；确需建造的，应当依照有关城乡规划、土地管理、环境保护等法律、法规的规定执行。未经依法批准在有居民海岛沙滩建造的建筑物或者设施，对海岛及其周边海域生态系统造成严重破坏的，应当依法拆除。

严格限制在有居民海岛沙滩采挖海砂；确需采挖的，应当依照有关海域使用管理、矿产资源的法律、法规的规定执行。

第二十七条 严格限制填海、围海等改变有居民海岛海岸线的行为，严格限制填海连岛工程建设；确需填海、围海改变海岛海岸线，或者填海连岛的，项目申请人应当提交项目论证报告、经批准的环境影响评价报告等申请文件，依照《中华人民共和国海域使用管理法》的规定报经批准。

本法施行前在有居民海岛建设的填海连岛工程，对海岛及其周边海域生态系统造成严重破坏的，由海岛所在省、自治区、直辖市人民政府海洋主管部门会同本级人民政府有关

部门制定生态修复方案，报本级人民政府批准后组织实施。

第三节 无居民海岛的保护

第二十八条 未经批准利用的无居民海岛，应当维持现状；禁止采石、挖海砂、采伐林木以及进行生产、建设、旅游等活动。

第二十九条 严格限制在无居民海岛采集生物和非生物样本；因教学、科学研究确需采集的，应当报经海岛所在县级以上地方人民政府海洋主管部门批准。

第三十条 从事全国海岛保护规划确定的可利用无居民海岛的开发利用活动，应当遵守可利用无居民海岛保护和利用规划，采取严格的生态保护措施，避免造成海岛及其周边海域生态系统破坏。

开发利用前款规定的可利用无居民海岛，应当向省、自治区、直辖市人民政府海洋主管部门提出申请，并提交项目论证报告、开发利用具体方案等申请文件，由海洋主管部门组织有关部门和专家审查，提出审查意见，报省、自治区、直辖市人民政府审批。

无居民海岛的开发利用涉及利用特殊用途海岛，或者确需填海连岛以及其他严重改变海岛自然地形、地貌的，由国务院审批。

无居民海岛开发利用审查批准的具体办法，由国务院规定。

第三十一条 经批准开发利用无居民海岛的，应当依法缴纳使用金。但是，因国防、公务、教学、防灾减灾、非经营性公用基础设施建设和基础测绘、气象观测等公益事业使用无居民海岛的除外。

无居民海岛使用金征收使用管理办法，由国务院财政部门会同国务院海洋主管部门规定。

第三十二条 经批准在可利用无居民海岛建造建筑物或者设施，应当按照可利用无居民海岛保护和利用规划限制建筑物、设施的建设总量、高度以及与海岸线的距离，使其与周围植被和景观相协调。

第三十三条 无居民海岛利用过程中产生的废水，应当按照规定进行处理和排放。

无居民海岛利用过程中产生的固体废物，应当按照规定进行无害化处理、处置，禁止在无居民海岛弃置或者向其周边海域倾倒。

第三十四条 临时性利用无居民海岛的，不得在所利用的海岛建造永久性建筑物或者设施。

第三十五条 在依法确定为开展旅游活动的可利用无居民海岛及其周边海域，不得建

造居民定居场所，不得从事生产性养殖活动；已经存在生产性养殖活动的，应当在编制可利用无居民海岛保护和利用规划中确定相应的污染防治措施。

第四节 特殊用途海岛的保护

第三十六条 国家对领海基点所在海岛、国防用途海岛、海洋自然保护区内的海岛等具有特殊用途或者特殊保护价值的海岛，实行特别保护。

第三十七条 领海基点所在的海岛，应当由海岛所在省、自治区、直辖市人民政府划定保护范围，报国务院海洋主管部门备案。领海基点及其保护范围周边应当设置明显标志。

禁止在领海基点保护范围内进行工程建设以及其他可能改变该区域地形、地貌的活动。确需进行以保护领海基点为目的的工程建设的，应当经过科学论证，报国务院海洋主管部门同意后依法办理审批手续。

禁止损毁或者擅自移动领海基点标志。

县级以上人民政府海洋主管部门应当按照国家规定，对领海基点所在海岛及其周边海域生态系统实施监视、监测。

任何单位和个人都有保护海岛领海基点的义务。发现领海基点以及领海基点保护范围内的地形、地貌受到破坏的，应当及时向当地人民政府或者海洋主管部门报告。

第三十八条 禁止破坏国防用途无居民海岛的自然地形、地貌和有居民海岛国防用途区域及其周边的地形、地貌。

禁止将国防用途无居民海岛用于与国防无关的目的。国防用途终止时，经军事机关批准后，应当将海岛及其有关生态保护的资料等一并移交该海岛所在省、自治区、直辖市人民政府。

第三十九条 国务院、国务院有关部门和沿海省、自治区、直辖市人民政府，根据海岛自然资源、自然景观以及历史、人文遗迹保护的需要，对具有特殊保护价值的海岛及其周边海域，依法批准设立海洋自然保护区或者海洋特别保护区。

第四章 监督检查

第四十条 县级以上人民政府有关部门应当依法对有居民海岛保护和开发、建设进行监督检查。

第四十一条 海洋主管部门应当依法对无居民海岛保护和合理利用情况进行监督检查。

海洋主管部门及其海监机构依法对海岛周边海域生态系统保护情况进行监督检查。

第四十二条 海洋主管部门依法履行监督检查职责,有权要求被检查单位和个人就海岛利用的有关问题作出说明,提供海岛利用的有关文件和资料;有权进入被检查单位和个人所利用的海岛实施现场检查。

检查人员在履行检查职责时,应当出示有效的执法证件。有关单位和个人对检查工作应当予以配合,如实反映情况,提供有关文件和资料等;不得拒绝或者阻碍检查工作。

第四十三条 检查人员必须忠于职守、秉公执法、清正廉洁、文明服务,并依法接受监督。在依法查处违反本法规定的行为时,发现国家机关工作人员有违法行为应当给予处分的,应当向其任免机关或者监察机关提出处分建议。

第五章 法律责任

第四十四条 海洋主管部门或者其他对海岛保护负有监督管理职责的部门,发现违法行为或者接到对违法行为的举报后不依法予以查处,或者有其他未依照本法规定履行职责的行为的,由本级人民政府或者上一级人民政府有关主管部门责令改正,对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第四十五条 违反本法规定,改变自然保护区内海岛的海岸线,填海、围海改变海岛海岸线,或者进行填海连岛的,依照《中华人民共和国海域使用管理法》的规定处罚。

第四十六条 违反本法规定,采挖、破坏珊瑚、珊瑚礁,或者砍伐海岛周边海域红树林的,依照《中华人民共和国海洋环境保护法》的规定处罚。

第四十七条 违反本法规定,在无居民海岛采石、挖海砂、采伐林木或者采集生物、非生物样本的,由县级以上人民政府海洋主管部门责令停止违法行为,没收违法所得,可以并处二万元以下的罚款。

违反本法规定,在无居民海岛进行生产、建设活动或者组织开展旅游活动的,由县级以上人民政府海洋主管部门责令停止违法行为,没收违法所得,并处二万元以上二十万元以下的罚款。

第四十八条 违反本法规定,进行严重改变无居民海岛自然地形、地貌的活动的,由县级以上人民政府海洋主管部门责令停止违法行为,处以五万元以上五十万元以下的罚款。

第四十九条 在海岛及其周边海域违法排放污染物的,依照有关环境保护法律的规定

处罚。

第五十条 违反本法规定，在领海基点保护范围内进行工程建设或者其他可能改变该区域地形、地貌活动，在临时性利用的无居民海岛建造永久性建筑物或者设施，或者在依法确定为开展旅游活动的可利用无居民海岛建造居民定居场所的，由县级以上人民政府海洋主管部门责令停止违法行为，处以二万元以上二十万元以下的罚款。

第五十一条 损毁或者擅自移动领海基点标志的，依法给予治安管理处罚。

第五十二条 破坏、危害设置在海岛的军事设施，或者损毁、擅自移动设置在海岛的助航导航、测量、气象观测、海洋监测和地震监测等公益设施的，依照有关法律、行政法规的规定处罚。

第五十三条 无权批准开发利用无居民海岛而批准，超越批准权限批准开发利用无居民海岛，或者违反海岛保护规划批准开发利用无居民海岛的，批准文件无效；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第五十四条 违反本法规定，拒绝海洋主管部门监督检查，在接受监督检查时弄虚作假，或者不提供有关文件和资料的，由县级以上人民政府海洋主管部门责令改正，可以处二万元以下的罚款。

第五十五条 违反本法规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

造成海岛及其周边海域生态系统破坏的，依法承担民事责任。

第六章 附则

第五十六条 低潮高地的保护及相关管理活动，比照本法有关规定执行。

第五十七条 本法中下列用语的含义：

（一）海岛及其周边海域生态系统，是指由维持海岛存在的岛体、海岸线、沙滩、植被、淡水和周边海域等生物群落和非生物环境组成的有机复合体。

（二）无居民海岛，是指不属于居民户籍管理的住址登记地的海岛。

（三）低潮高地，是指在低潮时四面环海水并高于水面但在高潮时没入水中的自然形成的陆地区域。

（四）填海连岛，是指通过填海造地等方式将海岛与陆地或者海岛与海岛连接起来的行为。

（五）临时性利用无居民海岛，是指因公务、教学、科学调查、救灾、避险等需要而

短期登臨、停靠无居民海岛的行为。

第五十八条 本法自2010年3月1日起施行。

a) 原文では「全国海洋功能区划」。国家海洋局は2002年12月、海域の適切な使用、海洋環境の保護、海洋経済の持続可能な発展を目的に、「中華人民共和国海域使用管理法」、「中華人民共和国海洋環境保護法」等に従って、「全国海洋機能区画」を制定した。「海洋機能区画」とは、海域の地理的位置、自然資源、環境条件及び開発利用の必要に応じて、海洋機能基準に基づき海域を異なる類型の機能区に区分したものである。

「海洋機能区画」には、中国が管轄する内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚その他の海域（香港及び澳門特別行政区並びに台湾省接続海域を除く）が含まれると規定されている。

b) 原文では「全国城镇体系规划」。一定の範囲内において、区域生産力の適切配置と都市機能分掌に応じて、人口規模及び各機能都市の分布を確定するものである。

c) 原文では「全国土地利用总体规划」。2008年8月13日、国務院常務会議において「全国土地利用総合計画綱要（2006-2010）」が承認された。同計画は、適切な土地利用及び耕地保護並びに土地資源の開発、利用及び保護を図り、国民経済の発展を促進するため、「中華人民共和国土地管理法」等に従って、「全国土地利用総合計画綱要（1997-2010）」を基に制定された。

d) 原文では「县」。「県」とは中国行政単位の一つである。省、自治区、直轄市の下に位置する。

e) 原文では「镇」。「鎮」とは中国行政単位の一つである。県の下に位置し、「郷」と同格である。また、一般的に農村部における比較的商工業が発展した町を意味する場合もある。

f) 原文では「自然保护区」。1994年に制定された「中華人民共和国自然保護区条例」に規定がある。同条例第二条は、「自然保護区とは、典型的な自然生態系、絶滅危惧野生生物群の天然棲息地、特殊な自然遺跡等の保護対象が所在する陸地、河川湖沼及び海域に対し、一定の区域を画定し、特別な保護及び管理を行う区域をいう。」と定義している。

g) 原文では「城乡规划」。「城乡」とは都市と農村を意味する。同計画については、2008年、市町村計画管理を強化し、市町村配置を調整し、居住環境を改善し、もって市町村経済社会の調和のとれた持続可能な発展を促進することを目的として制定された「市町村計画法（原文では「城乡规划法」）」に規定がある。

h) 「中華人民共和国海域使用管理法」第四十二条は次のように規定している。「許可無く又は違法に許可を取得し、海域を違法に占拠したものについては、違法に占拠した海域からの退去、海域の現状復帰を命じて、違法所得を没収するとともに、海域を違法に占拠した期間中における当該使用海域の納入費用の五倍以上十五倍以下の額の過料に処す。許可無く又は違法に許可を取得し、違法に干拓し、埋立てを行ったものについては、海域を違法に占拠した期間中における当該使用海域の納入費用の十倍以上二十倍以下の過料を併科する。」

i) 「中華人民共和国海洋環境保護法」第七十六条は次のように規定している。「本法規定に違反し、珊瑚礁、マングローブ等の海洋生態系、海洋水産資源、海洋保護区を破壊したものについては、本法規定に基づき、海洋環境監督管理権限を行使する部門により、期限を設けて改善又は救護措置の実施を命ずるとともに、一万元以上十万元以下の過料に処す。違法所得がある場合は、当該違法所得を没収する。」

j) 原文では「罰款」。行政処分の一つであり、人民法院の判決を必要とせず、行政法執行機関が行政上の規定に従って処分決定を行い執行するものであり、刑罰の一つである罰金（原文では「罰金」）とは異なる。

k) 原文では「治安管理处罚」。治安管理処分とは、公安秩序を乱し、公共安全を阻害し、人身及び財産の権利を犯し、社会管理を妨害し、社会的危害性を有するもので、刑法犯の構成には至らないものについて、公安機関が行う行政処分である。